



# 人権デーってなに？

## 人権デー9つのQ&A

「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論、および、信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので……すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。」—世界人権宣言前文より——

今から34年前、この宣言が採択されました。「人類の歴史に残る文書」と評価されて。しかし、今日この宣言とそれを記念した人権デーは、残念なことに広く知られていません。そこで、人権デーや人権宣言について、平易な解説を試みてみました。

### ●人権デーとは何ですか？

人権デーとは、「世界人権宣言」が1948年12月10日に、国際連合第3回総会で採択されたのを記念して定められたもので、毎年12月10日が人権デーとされています。

### ●いつ、だれが人権デーをつくったのですか？

1950年12月4日の国連総会で決議されて設けられましたが、これ以前にも、ボリビア、エクアドル、アメリカ合衆国、フィリピン等は、独自に12月10日を人権デーと定めていました。こうした流れ

をうけ、また国連事務総長や、ユネスコの事務総長の提案もあり、1950年に人権デーが定められたのです。

### ●人権デーは何のためにあるのですか？

採択された決議によれば、「全ての国や関係する組織が、世界人権宣言の採択を記念して祝い、人権の分野での人類の進歩のためにより多くの努力を払うよう……」という目的のため人権デーを定めました。そして、この日には世界中で様々な催しが行なわれるほか、国連本部では国連事務総長の特別メッセージが発表されるなど、人権の重要性が訴えられます。

## 世界人権宣言（抄）

### 第5条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残酷な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

### 第9条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第18条（思想、良心、宗教）

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によっ

て宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条（意見、発表）

すべての人は、意見及び表現の自由を享有する自由を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条（集会、結社）

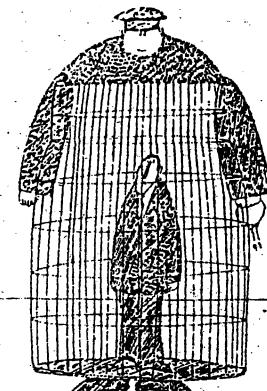
1. すべての人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
2. (略)

### ●世界人権宣言とは？

国連の目的の一つとして国連憲章の掲げる基本的人権の保護をより具体化したもので、前文及び本文30条から成っています。その中には、法の下の平等や生存、自由、身体の安全の権利、あるいは表現の自由に関する権利等の他、社会権に関する規定も含んでいます。

### ●世界人権宣言を守らなかつたら？

世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」（前文より）であって、国連加盟国を法的に拘束するものではありません。従って守らなかつたために罰が科せられることがありませんが、国連加盟国はこれを守ることを暗黙のうちに了解したと見なされています。



### ●世界人権宣言の意義は？

從来国内問題であった人権が、この宣言により人類史上初めて国際的問題となった点に、すなわち、宣言により人権に国際的基準が与えられ、また人権と自由の実現が国際社会の責任とされた点に一つの大きな意義がある、といえましょう。そして、この意義を各国政府が認めたからこそ、反対なしで（賛成48、棄権8）採択されたのではないでしょう。

### ●なぜ、法的拘束力のない宣言になったのでしょうか？

当初、法的拘束力のある「国連権利章典」をつくるべきという意見も存在したのですが、宣言の形をとるべきという意見とほぼ同数でした。そこで、後に法的拘束力のある規約等をつくることにし、まず宣言をついたのです。今日では、社会権を規定した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（通称A規約）や自由権を規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（通称B規約）をはじめとした国際的人権文書が存在します。

### ●B規約について教えて下さい

1966年12月16日、A規約とともに国連総会で満場一致で採択されたこの規約は、35ヶ国が批准または加入した1976年3月23日に発効しました。前文と本文6部53条からなり、自然権について詳細に規定しています。例えば、表現の自由に関しては具体的に表現の手段についても言及していますし、公正な裁判を受ける権利等についても同様に詳しく規定しています。これは、この規約が法的拘束力をもつためです。

なお日本は、A、B両規約とも、1979年に批准しています。

### ●その他に人権に関する国際的な規約はありますか？

国連で採択されたものでは、「難民の地位に関する条約」などがありますが、その他にも地域的な国際条約で人権を規定したものもあります。例えば、ヨーロッパ人権条約（1950年署名、「53年発効」）は欧州会議の加盟国間で結ばれたもので、自由権についての詳細な規定と、権利の侵害を受けたとの申し立ての権利を広く個人にまで与えている点に特徴があります。

# AMNESTY

international Japanese Section

2-3-10-74 Nishi-Waseda Shinjuku Tokyo 160 JAPAN Tel (03) 203 1050 Telegrams AMNESTY KY TOKYO

**AMNESTY INTERNATIONAL** (人権を守る国際救援機構)  
は、いかなる政治勢力、イデオロギー、経済的利益、宗教的信条からも独立した世界的な運動体です。その活動の焦点は以下のように厳密に国人たちにあてられています。

- ◆ 良心の囚人 (prisoners of conscience): 政治や宗教などの信条・人種・皮膚の色・言語・性を理由として拘束を受けている人々。暴力を用いたり唱えた人々は含まれない) の釈放を求めます。
- ◆ すべての政治囚のために公正かつ速やかな裁判を求め、また起訴も裁判もされずに拘禁されている人々の為に活動します。
- ◆ 囚人に加えられる死刑・拷問、その他の残酷な待遇や刑罰に反対します。(死刑反対は、主に該審の可能性を否定しないことが理由)

## » ハガキについて «

日本におけるAIの運動はグループ活動を中心として行われており、その中でも良心の囚人への直接救援活動 (Adoption) が最も基本的なものです。具体的には良心の囚人を認める人々の釈放を求める—恩赦を請う—ハガキを当該国政府等に出します。これまでにも、AIが間手と目つ良心の囚人の釈放に成功した例は非常に多數報告されております。(AI全体では1981年8月～1982年7月の1年間：1,034ケース<sup>(1)</sup>)

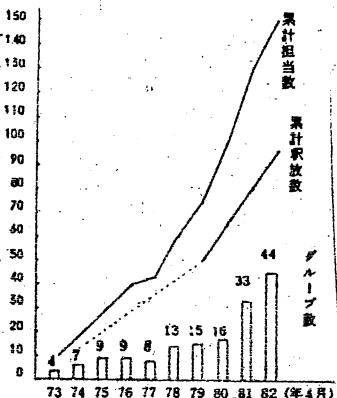
Amnesty International is a worldwide human rights movement which works impartially for the release of prisoners of conscience: men and women detained anywhere for their beliefs, colour, ethnic origin, sex, religion or language, provided they have neither used nor advocated violence. Amnesty International opposes torture and the death penalty in all cases without reservation and advocates fair and prompt trials for all political prisoners. Amnesty International is independent of all governments, political factions, ideologies, economic interests and religious creeds. It is financed by its membership and by subscriptions from all parts of the world. Amnesty International has consultative status with the United Nations (ECOSOC), UNESCO and the Council of Europe, has cooperative relations with the Inter-American Commission on Human Rights of the Organization of American States, and has observer status with the Organization of African Unity (Bureau for the Placement and Education of African Refugees).

(1) 成功を收めました) さらに、日本からのハガキは、他の国々からのそれよりも効果が大きいと言われていますし、また事実、欧米を中心にして大量のハガキが需要の人々にもかかわらず頗るとして動かなかった某政局が、日本から届いた僅か10通余りのハガキを見事消費で囚人を釈放したというようなケースまで伝わっています。

さて、配布したハガキにはまず普通の切手を表に記してある金額分だけ、その数字の前にあるアタリ(へと)といねいに貼り付け、さらに「他府県」宛てに郵便にてください。御協力のほどヨロシクお願ひ致はす。

グループ活動以外にもAIが行なっている活動としては、urgent action(拷問を受けたり死刑の執行が間近に迫っている囚人を救うため、当該政府等へ抗議の手紙を送る活動) 年間200件余りとりあげ、うち4割が成果を收めている) や、翻訳(日本支部のキャビネットには活用できる多くの資料が主に英文のままで他、西、仏、独、AA諸国の言語等も一眼っている)などがあります。

日本支部  
良心の囚人担当数・釈放数の推移



(注) (1) 釈放数については73/4まで未整理のため不明

(2) グループ数は良心の囚人グループ(届出登録)のみ

先頭、私の属するグループは国語書面局から次のような手紙を受け取りました。「当局があなたの手紙をC氏(担当の囚人)に見せたことは本当にすばらしい! 私達の知る限りこんな事は初めてです。(この國に対して)他の國のグループが担当して、もう何年も手紙を出しているのに、囚人に手渡されたことはないのです。多分日本から手紙が来た事に当局も心を動かされたのでしょうか!」どうやら日本からの手紙が、ヨーロッパなどからのそれより価値が高い場合があるらしいのです。

京都あのまい準備グループ

(京都の学生によるAIの一準備グループ)

—1982年7月、遂に待望の結成—

# 今月の囚人

この「今月の囚人」は、AIが良心の囚人として取り上げ、実際に世界のどこかのAIグループが救援活動を行なっている囚人の中から、地理的・政治的・思想的背景などの異なる3名を選んで毎月行なわれている世界的キャンペーンです。

チャン・ファミン

CHANG Hua-min

〔台湾(中国)〕

55才になる歴史学者でジャーナリスト。1979年9月に逮捕され、台湾守備隊の軍事法廷において親共宣伝のかどで10年の懲役刑を受ける。

チャン・ファミン(張化民)さんは1979年9月4日に逮捕され、台湾守備隊の軍事法廷において親共宣伝を行なったとして懲役10年の刑を受けました。彼は現在緑島軍監獄に拘禁されています。

張さんは、煽動の懲罰規制に基づいて起訴されました。それは、1979年初めに当局に出した彼の公開書簡が原因です。書簡の中で彼は、中華民国と中華人民共和国との対話を是とし、そのことが結局は中國の平和的再統合につながるだろうと論じています。

張さんは、以前にも1966年から1974年にかけて「煽動的な」著作を理由に拘禁されました。その著作の中で、中華人民共和国の経済を肯定的に述べた所があったと思われます。釈放されて後、彼はシ

日本支部では、「今月の囚人」の対象になった3人の囚人についてハガキ・キャンペーンを行なっています。下欄の文例を参照して、ハガキか航空書簡(120円)などで各々の宛先に釈放要請の手紙を送って下さい。

ジャーナリズムについて教え、各種の雑誌に寄稿し、また、後に発禁処分となった州議会の論争に関する出版物、「今日の地方議会」を編集しました。彼はまた「中国文化隨想」2巻を出版し、選挙運動中に反政府派政治家を支援しました。

張さんは中国本土の上海で生まれ、1949年後半に台湾へ渡りました。彼は結婚しておらず、台湾には家族はいません。

どうか丁寧な言葉でチャン・ファミンさんの即時釈放を要請する手紙をチャン・チングオ大統領宛に送って下さい。

His Excellency President Chiang Ching-kuo/  
Office of the President/  
Chiehshou Hall/Chungking S.  
Road/Taipei/Taiwan, Republic of  
China.

☆張さんのケースは日本の第1グループが現在担当しています

Your Excellency:

I am writing to you about the case of CHANG Hua-min, who is presently being held in Green Island military prison. He was sentenced to 10 years' imprisonment for making pro-communist propaganda. It is reported that he only expressed his views, and never used either advocated violence. I, therefore, respectfully request the immediate release of Chang Hua-min.

Faithfully yours,

私はこの度、1979年9月4日に逮捕され、現在緑島軍監獄に拘禁されているチャン・ファミンさんについて閣下に手紙を書いています。彼は親共宣伝を行なったかどで10年の懲役刑を宣告されました。彼は自己の見解を表わしただけで、暴力行使も唱道もしていないと伝えられています。私は、それ故彼を速やかに釈放するよう閣下に要請します。

アムネスティ ニュースレター 9月号

より

Amnesty International  
Japanese Section  
2-3-22 Nishi-Waseda  
Shinjuku-ku  
Tokyo, 160  
JAPAN

90A

His Excellency President Chiang Ching-kuo  
Office of the President  
Chiehshou Hall, Chungking S. Road  
Taipei  
Taiwan  
REPUBLIC OF CHINA

POST CARD

AIR MAIL

Your Excellency,

I am writing to you about the case of CHANG Hua-min, who is presently being held in Green Island military prison. He was sentenced to 10 years' imprisonment for making pro-communist propaganda. It is reported that he only expressed his views, and never used either advocated violence. I, therefore, respectfully request the immediate release of Chang Hua-min.

Faithfully yours,